

三井家同族会管理部会議録

(その四)

本号に掲載した分は、管理部会議別録である。記載の期間は、

第一号冊、同第一号冊、同第三号冊と合わせて管理部会議録全四冊を構成するものである。

には記載された三三事項のうち、二九項目が明治三五年度分で、残りの四項目は明治三六、七年度分である。このように別録の記載が明治三五年に集中している状況は、一つには管理部会の発足当初の活発な活動状況を反映しているともみえるが、どのような場合に別録に記載したかは必ずしも定かでないので、集中の理由は断定できない（あるいは、明治三六年以降書記の都合で記載が中断したとも考えられる）。

別録に記載された事項を具体的にみると、最も多いのは、管理部会議本録に記録された議事のうち、陳述・審議が詳細にわたっ

たものの審議内容である。そのほか、本録には議案項目の記載もなく、別録にだけ記録された事項がある。また、三五年八月五日第三二回管理部会までの議事録については、益田孝の花押があり、益田が記載内容を確認していたものと考えられる。同じく三五年七月八日第二五回と同月二一八日第三〇回について、朝吹の押印があるが、その理由ははつきりしない。いずれにしろ、この別録

成瀬隆蔵は、旧幕臣の子として安政元年（一八五四）一二月に生れた。沼津兵学校、慶應義塾に学び、明治八年（一八七五）商法講習所が設置されると入学し、第二回生として卒業後そのまま矢野一郎所長の下で教員となり、やがて東京高等商業学校の教授となっている。その後、商業教育調査のため欧米視察に派遣され、帰国後大阪商業学校校長に就任した。

成瀬が三井に就職したのは、彼が明治二八年（一八九五）九月、は、本録と対になっており、すでに掲載されてきた管理部会議録

三井の手によって設立された上海紡績株式会社の発起人総代となり、創立事務を担当してからである。同年一二月には、同会社の総支配人（月給百円）となつたが、やがて翌二九年一〇月には辞任している。この間、二八年一一月より元方書記三等（月給四〇円）、三井臨時建築掛を兼任し、二九年九月一日、新発足の三井商店理事会書記となり、書記としての経歴がはじまる。

明治三三年（一九〇〇）七月、三井家憲の制定、三井家同族会事務局の設置、三井當業店重役会の発足等と同時に、成瀬は同族会事務局秘書掛長、三井當業店重役会書記長兼務に任せられる。

この時の給与は、月給一八〇円、手当（重役会分）五〇円であった。明治三五年（一九〇二）四月、三井家同族会管理部会の発足とともに、彼はさらに管理部書記長をも兼任することになったのである。

明治四二年（一九〇九）、三井合名会社の設立、三井家同族会事務局の改組によって管理部が廃止されると、成瀬は三井家同族会教育部主事専任となり、ふたたび教育に専念し、清泉学寮により三井家子弟の教育にあたつた。晩年は、大正九年（一九二〇）四月、三井合名会社参与、同一五年（一九二六）一〇月退職、以後重役待遇を受けている。昭和一七年（一九四一）二月一日歿、享年八九歳。

完結にあたつて、末尾に管理部会議録全四冊について提出者別の事項索引を付した。

（松元 宏）

凡例

一本号には、「管理部会議別録」（自明治三五年度至明治三七年度）を全文収録した。前号までの掲載は以下の通りである。

「管理部会議録」第一号（明治三五年度）

『三井文庫論叢』第七号（一九七三年）所収

「管理部会議録」第二号（明治三六年度）

『三井文庫論叢』第八号（一九七四年）所収

「管理部会議録」第三号（明治三七年度）

『三井文庫論叢』第九号（一九七五年）所収

用字は原則として通用の字体を使用し、宛字および仮名づかい等は原文のままとした。

読みやすくするため、適宜に読点を加えた。

欄外に朱書きされた文字は「」でくくり、右肩に（欄外朱書き）と注記した。

印判はその位置に○印をつけて（某印）と注記し、花押はその位置に（花押（某））と注記した。

訂正個所には左傍に○をつけ、右傍に訂正後の文字を「」にくくり（墨書き）と注記した。しかしながら誤記とみられるものは省いた。

九月一八日

一三池附近海面坑区ニ閥スル件.....
一芝浦製作所処分ニ閑シ下相談ノ件.....
一〇月三一日
一劍山鉱山事業縮少ノ件.....

三五
三五
三六

一芝浦製作所処分ニ閑シ下相談ノ件.....
一〇月三一日
一劍山鉱山事業縮少ノ件.....

三五

明治三六年

一〇月一三日
一万田山丸ニ閑スル件.....
三六

明治三七年

三月二五日
一三池海面坑区貰入ニ閑スル件.....
一使用人海外派遣ニ閑スル件.....
一支店出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ閑スル
件.....
三六
三六
三六

以上

三六

(自明治三十五年度
至同三十七年度)

管理部会議別録

(原寸 縦 236mm、横 160mm)

三十五年五月十六日 (花押) (益田孝)

一午後一時三十分重役会室ニ於テ第拾弐回管理部会ヲ開ク、当日ハ協議要項ナク、只左ノ報告アリ

一三井銀行ノ現状

一三井銀行神戸支店及小野浜倉庫報告

益田専務理事曰ク、今日ハ別ニ議案ナク、曩キニ取調ヲ命シタル報告アルニ付御一覽アリタシ、一体此管理部ニ於テハ事業ノ進捗ヲ謀ル「モ協定スヘキナレバ、本部設置ノ第一主旨トモ申スベキハ當業店ノ整理ニ在レバ、鉱山会社ノ部ニ於テハ先日報告セシ芝浦製作所ノ処分ノ如キ、其他硫黃山銀山杯ニ於ケル收支、将来ノ見込如何等取調べ存廃ヲ定ムル」、尤

モ是等ハ近々團理事モ帰京致スペクニ付其上ノ「トシ、呉服店ニ於テハ製糸場等ニ就キ存置スペキモノハ改良ノ要点、将タ廢止スヘキモノハ売却ノ方法等詳細取調べ、又物産ニ於テハ金融ノ方法當ヲ得ルヤ否、買越壳越等限度内ニ於テ取引サル、ヤ否等视察ノ要点ナルヘク、殊ニ銀行ノ毎半季決算公告ヲ見ル许ハ如何ニモ薄弱ナル「其道ノ者ニハ轍リ相分り、信用上如何カト掛念セラル、必竟營業用及ヒ抵当流込地所家屋ニテ殆ント資本金額以上ヲ占メ、其他公債株券等老千四百万円以上ノ固定ハマダシモ、株券ノ中ニハ鐘紡、王子製紙等多數ナルハ世間ニテ知り得ル「ニシテ、王子ハ多額ノ株主而已ノミナラス手形貸越等併セテ百六十余万円アリテ、其利子ハ益金ノ如クナルモ、其实利息ノ実際仕払ヒ少ク、多クハ加算書換ヘヲ為シ来リシモノニテ元利完済甚タ無寛束、左スレハ更ニ不安固ノモノニ付、愈特別營業準備金同族会ニ納付アリシトキハ何トカ名義ヲ付シテ之ヨリ多少補助シ、以テ三井銀行ノ根本タルベキ銀行ノ信用ヲ保持スル必要可有之、且ツ井上伯其内帰京アラハ第一ニ起ルヘキ問題ハ三池ノ築港ノ「ナルベシ、就テ此築港ハ鉱山ノ事業トスルカ或ハ別ニ事務局ノ事業トスルカ、又資金ノ支出ハ鉱山会社ニ増資スルカ将タ如何ナル方法ヲ取ルカ、是等ノ利害等差当リ取調べニ着手致度云々陳述アリ

三十五年六月六日（金曜日）

第拾七回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

（花押）（益田孝）

一三井銀行毎半季公告ノ科目組替ヘヲシテハ如何、仮令ハ營業用地所建物及ヒ什器トシテ百五十四万四千四百トアルカ如キ甚多キニ失シ、世人ヲシテ三井銀行ハ不利ノ地所建物等ヲ所有シテ居ルトノ感ヲ与フル「アルベシ、然ルニ是等ノ中ニハ倉庫用敷地建物等モアリテ其利益ヲ得ルモノナレハ、夫等ハ倉庫ニ組替ル「ニスペシ、又國債、地方債券、公社債券ト合併シ認メアレ氏、是等モ公債、株券等ト仕訳ケスル方宜シカラシ云々陳述アリ、早川銀行専務理事等賛成アリ

一山陽鐵道、九州鐵道株ハ同族会事務局ニ於テ買取ル「、若シ資金ナケレハ銀行ヨリ一時借用シテハ如何云々陳述アリシニ、其ハ本期又ハ見合可然、若シ余リ細工過キテモ多人數使用ノ所故却テ疑フ來スノ恐レアリ或ハ面白カラストノ議アリ

一三井銀行所有日本銀行株ヲ同族会事務局へ買上ニ關スルノ件

一三井銀行ニ於テ所有スル日本銀行株毫千四百四十三株ハ（総原価金五十万九千三百拾三円余）三井家体面上手放シ難ク、殊ニ最モ確実ノ株券ナルモ銀行ニ於テハ日本銀行ヘノ融通ニ利カサルモノナレハ、同族会事務局ニ於テ預金等ヲ流用シ買上ケル「トシ、右代金不足額ハ銀行ヨリ借入レ、其利子ハ日本銀行株ノ配当割合ニ準シ、全部買入ル、ヰハ銀行所有株券高ノ減少ヲ來タシ貸金増加スル次第ナレハ、決算公告上ノ体面モ宜シク云々陳述アリテ、買上ケノ方然ラントノ事ナリシ

一三井銀行ノ營業方針ニ闕スル件

三井銀行ノ營業方針ニ就テ聊カ申述度、予テ井上伯モ云ハ

ル、如ク銀行ハ三井營業店ノ基礎トモ謂フヘキモノニテ、其信用如何ハ三井營業店全般ニ闕スルヲ以テ、先ツ十分ニ講究シテ之カ整理ヲ計ラサルヘカラズ、倘此銀行ノ現状ト謂フ調

書ヲ御覽ニテ御承知モアラン通り、三井銀行ハ目下ノ處商業銀行トハ申シ難イ、云ハ、「インヴェストメントバンク」即チ放資銀行トモ申スヘキデ、調書ニ示ス如ク三種預金全体式千八百八拾七万余円ノ内小口当座預金千式百八拾七万余円

ニテ、預金中ノ最多額ヲ占ム、此預金ハ殆ト全ク商人以外ノ者ガ郵便局ヘ預ケルニハ手數力面倒ナリ、去リトテ小銀行ハ危險デアルニ、三井銀行ト云フ富豪ノ誠ニ安全ナ好キ預リ手ガアルカラ是レ屈強ト託スルノデアル、定期預金ハ金千百万余円、小口当座預金ニ次テ多分ノ高ナリ、此ハ或会ノ金トカ或ハ当分入用ノ見込ナキモノニテ決シテ商業者ノ金ニアラズ、先商業者ノ金ト見做スヘキモノハ当座預金ナリ、此預金ハ纔ニ四百九十九万余円ト云フ少額ナルヲ以テモ放資銀行デアル「ハ明カナリ、而シテ此預金ト資本金、積立金ハ如何ニ使用サレテ居ルカト見レハ、有価証券二千五百參拾余万円、流込地所及建物ニ四百五万余円、營業用地所建物及什器二百五十四万余円、其余ハ貸金等ナルモ、此貸金ノ内三井各商店ニ五百万カラノ貸金アリ、其中物産ヘノ貸金ハ先余リ固定セサルモノナレモ、其他ノ鉱山ナリ吳服店ノ分ハ多ク固定スルモノ

ナリ、又準三井商店トモ云フヘキ鐘紡、王子製紙ヘ二百万以上ノ貸金アリ、王子製紙ノ如キハ殊ニ固定シ居ル、猶貝島其他ヘノ貸金百六十七万余円モ固定ニ属スルモノ故、普通ノ貸金即チ一般ノ融通金ハ九百五十五万余円ニ過キス、如斯有様ナルヲ以テ利益モ随テ少シ、若シ利率ノ割合ヲ見レバ国債証券五分六厘二毛、地方債六分七厘四毛、社債券八分二厘二毛、諸株券六分五厘三毛、平均シタ所ニテ六分三リ一毛ヨリ当ラス、地所建物ハ平均五分二厘ニ過キス、然ルニ商業上ノ融通金ニ就テハ九分三厘余ニ当ル、ドウシテモ固定資金ヲ變シテ信用スヘキ商業手形ノ割引、短期ノ貸金等ニ活用スルノ利益アルハ明ナルノミナラス、一朝取付ニ出遇ヒタル時ニハ、商業銀行デアレハ速ニ貸金ヲ回収シテ之ニ応スルト云フ次第ナルニ、如此資金固定シテハ万ノ場合ニ如何トモ致方ナシ、單ニ銀行ノミヲ見ル所ハ、世人ガ其現状ニ就テ安固ナラサル如ク誤想スル「アルモ無理ナラス、故ニ有価証券ハ抵當其外何ニカノ準備タル部分ヲ残シテ他ハ銳意売却シ、傍ラ体面上又ハ關係上ニ於テ三井家ニ所有スヘキ株ト、容易ニ売却シ難キ鐘紡、王子製紙ノ如キ株式ト、流込不動産中永ク所襲トスヘキモノ等ハ、特別營業準備金ノ幾分ト預金中或部分等ノ融通シ得ラルヘキモノヲ以テ都合ノ限り同族会ニ買取り、固定資金ヲ活用資金ニ変シ、以テ出来得ル丈ケ得意先ノ便利ヲ謀リ、真ニ商業機関銀行タラシムル「ヲ勉メサルベカラズ又幸ニ世ノ信用ヲ得テ預金増加スレハ結構ナリト雖氏、徒ニ

預金ノ増加ヲ計ルヨリハ経費ノ節減ヲ勉ムル方安全ニシテ終局ノ利益多カルベシ、三菱ノ如キハ費用甚少シト聞ク、三井銀行ハ他ト異ナル所ノ事情アルモ猶聊カ過分ナルカノ感アリ、聞クカ如クンハ行員杯モ或ハ三分ノ一位ヲ減シテ間ニ合フトノコトデアル、其他支店長會議モ年々二回ナルヲ一回ニ減スル杯、何トカ経費ノ節約ヲ勉ムル等能ク細察注意スル「ヲ要スペシ

殊ニ現今銀行ノ支店ハ二十ヶ所アルカ、此内利益アル所アリ利益甚少キ所モアラン、事体支店ノ利害ニ就テハ姑ク措クモ、節減ノ上ヨリシテ余リ利益ナキ所ノ支店ハ寧ロ閉鎖スル方善カラシ

以上陳述シタ所ハ普通ノ「ニテ先此方針ハ当然ナランモ、サテ然ラハ資金ハ皆融通金ノミニスル方善ナルヤ、其モ亦万ノ場合ニ如何アルベキカ、其内幾何ヲ有価証券トシ其種類ハ何種最モ可然カ、又準備金ハ何程置イテ如何ニ之ヲ存スルカ、又預金吸收ノ程度、全般ノ營業振り等ニ就キテハ十分評議ヲ尽スヘキナリ云々

早川理事曰ク、只今益田專務理事ヨリ三井銀行今後ノ大方針ニ就キ懇々御陳述アリ、其大体ニ於テハ大賛成ナルガ只預金ハ出来得ル限り増加ヲ謀リ度、預金多ケレハ隨テ危險モアルコトナレバ、其用意如何ニ依テハ差シタル虞レナシ、又経費ノ節減モ如何ニモ必要アルベケレドモ急劇ノ「ハ好マシカラス、自分就職シテ更ニ前任者ノ使用シタ人ヲハ変ヘス、秘書

係、調査係ノ如キ内部密接ノ仕事ヲスル人スラ其儘ニ使用シ

居ル訳ニテ、ドウモ俄ニ人ヲ減スルナリ換ユルナリ、或ハ給

料ヲ減スルナリト云フ「ハ三井ノ如キ所ニテハ殊ニ善クナシ

ト信ス、故ニ経費節減ニハ御同意ナレビ之ヲ徐々ニ実行シタ

シ、又節儉ヲスルモ拡張スヘキ「ハ拡張シテ差支ヘナカルヘ

シ、或ハ多少御考ト異ナルヤ計リ難キモ内地ニ二、三ノ支店

ヲ増加シ、支那内地ニモ物産ニテハアレ丈ケノ関係アル「故

支店ヲ設置シタリ、少クモ其調査ニ著手シテハ如何、兎ニ角

必用ナル「ニ向テハ多少拡張スルト同時ニ用心スヘキ所ハ十

分ニ用心セサルヘカラズ、歐米ノ銀行ニテハ大抵預金ノ四分

ノ一位ハ準備金トスル故ニ、終ニハ其位迄ノ準備ハ置カント

思ヘバ、是迄準備ナント云フ「ハ少しモノ為サル銀行ニテ之

ヲ為スハ余程氣ノ利カサルモノナリト云フ様ナ考デ、支店長

會議ノ時モ其意向ヲ窺フト多クハ其様ノ感触ナリ、併シ預金

銀行トシテ相当ノ準備ヲセヌト云フハ決シテアルヘカラサル

「故、就職ノ當時ヨリ松方伯ノ懇切ナル忠告モアリ、旁目下

凡ソ一割、即チ三百萬円程ハ用意シ、其半額ハ日本銀行ヘ無

利預ケト為シ置キタル次第云々ト陳述アリ

益田専務理事ハ早川専務理事ノ言ニ統キテ、今御説ノ支店增

設等ニ就キテハ私共ノ考ト同一ナリトモ申シ難シ、此等ハ篤

ト御相談ヲ要スヘシ云々ト陳ヘラレタルトキ、時既ニ遲キヲ

以テ閉会セリ

六月十三日（金曜日） 第拾九回管理部会ニ於テ

益田専務理事発議

（花押）（益田孝）

一芝浦製作所処分ノ件

芝浦製作所処分ニ就テハ先会ニ於テモ彼は御評議アリシカ、

今聞ク所ニテハ、当局者ノ団理事ハ手放ス「ヲ惜ムト云フ「デ

アルモ、併シ三井家ノ事業トシテハ現今ノ有様甚不体裁、去

リトテ改造ハ容易ナラズ旁処分スル方宜シカルヘシ、尤モ売

却スルト云フ意向ガ同所ノ者ノ耳ニ入ラバ、大ニ勇気ヲ阻喪

シテ如何トモ致方ナキ「ニ至ルヘキニ付、最モ秘密ヲ要スヘ

シ、乃チ此ニ取調ヘタルモノニ依レハ同所ノ財産ハ地所壹万

坪ト機械ガ其重ナルモノナリ、建物杯ハ古イ不完全ナルモノ

ニテ価ハ甚少シ、兎ニ角ノ財産ハ参拾八万余円ナリ、安価

ニハ売却スルヲ好マス、高直ニハ買手ナシ、故ニ相当ノモノニ

建直シ、寧ロ運転資金ノ拾万円モ注入シテ参拾五万円カラ四

十五万円位迄トシ、相当ノ積立テ株式会社トスル方宜シカ

ルヘシ、此ニ加入アルヲ懇望スル者ハ電氣ニ關係アル者即チ

仕事ヲ与ヘテ吳レル株主ヲ得タシ、仮令ハ電車鉄道会社ノ如

キ、若シ会社ニアラサルモ其重役杯ガ入社スレハ可ナリ、電

車鉄道ニテハ随分五、六万円ノ株主トナリ得ヘシ、又他ノ電

鉄即市街鉄道ノ如キ電氣鐵道ノ如キ、又ハ東京電燈会社、品

川電燈会社等ノ重ナル重役ガ加入シテ株式会社ト為ル以上ハ

事業上大ニ都合ヲ得ルノミナラス、物産会社カ海外ノ專賣電
氣機械ノ一手販売ヲ引受け居ルニモ拘ハラス、今日ノ處ニテ

ハ往々盜作窃製ニ類スル「アルガ、三井デナク他ノ会社ニテ
スル以上ハ其辺ニモ善ケレハ、又株式ニナリ居ラハ売ルニモ
売リ易シ、斯クナレハ何程カ人モ加入スヘシ、今利益ノ平均
ハ武万六千参百余円、地所ハ六万四千七百余円、機械ハ武十
五万三千九百余円、建物ハ六万武百余円、計參拾八萬千四百
四拾武円、如此見積レハ損益ナキ訳ナルガ、地面ヲ一坪拾二
円ト見テ拾參万五千百七拾參円、建物ヲ壹万円ト積リ、機械ハ
五掛ニテ七万五千余円、新規ニ取寄セタ機械ノ原価ハ九万円
ナレビ六万五千円トセハ都合武拾九万武千円程ナリ、此丈ケ
ナレハ確カナルモノナルモ左スレハ九万円ノ損トナル、是ハ
愈会社ニスルト云フ場合ニ相当ノ価格ヲ積リテ、此方ニモ余
リ損ナク株主ニモ成リ手ノアル程度ニ取定メザルヘカラス、
此程モ極内密ニ他事ニ電話ノ序ニ電車鉄道ノ意向ヲ窺ハント
欲シ、同社長トノ交話ニ、隨分電気ノ仕事ハアルヘント察ス
レ氏、去リトテ一ヶ所ヲ持タル、程ノ「モナカラシ、就テハ芝
浦製作所ヲ株式組織トシ、各位モ之ニ入り用弁シテハ如何ト
其意向ヲ叩キタル処、追々話ノ進ムニ從ヒ終ニ自分ノ方ニテ
モ一ヶ所持タルヘカラズ思タ位故、相当ノ評価ニテ左様
ニナレハ最モ結構ナリト同意ヲ表シタリ、依テ此事ハ私カ偶
然考ヘタ「ニテ相談ヲ経タ」ニアラサレハ何ントモ申シ難ケ
レトモ、間々用ヲ申付ケラル、所ナレハ兎ニ角行テ見ラレタ
シト申セシニ、左スレハ大ニ安心ニテ至極名案ト申シ居タリ、
其他モ大分同意者アルベシト思フ故考案ヲ右ノ如ク定メラレ

テハ如何ト陳述アリシニ、朝吹理事ハ之ヲ早急ニ売却スル方
一番ナレドモ此事カ知レタル日ニハ実ニ始末ニ了ヘス、又容
易ニ買手ナク余程六ヶ敷ト思フカラ謂ハ、第二策ノ益田氏カ
今述ヘラレタ如ク株式会社トスル方可ナリト、又益田理事ハ
先日モ或ハ鉄道ノ引込メル相当ノ場所ニ移ストノ議モアリ
シガトテ中々容易ノ「ニアラス、其儘営業シ居リ、利益ア
ラハ段々ト建直ス「ニカラ尽ス方宜シカルヘント陳述アリ
電車鉄道ニテハ買ハザルヤトノ問ニ對シ團理事曰ク、移スト
云フテモ容易ノ「ニアラス、大ナ機械アレハ甚難シ、今尚電
氣製作ハ左程ナク、機鑽、機械ノ方多シ、詰リ電氣三分ニ機
械七分ト云フ如キ有様ナレハ、電車鉄道ニテ之ヲ買取りテモ
自己ノ用ニノミ充ツル「ハ六ケシ
益田理事曰ク、先頃モ大田黒ニ芝浦ノ事ハ一番能ク知ル足
下、主トシテ株ヲ募リ四十万円位ノ会社ヲ起セハ人モ信シ都
合能ク成立スル「ト思フガ如何ト話セシニ、同人ハ目下尚電
氣ヨリハ機械製作多シ、中々電氣斗リニテハ成業ノ見込ナ
シ、然ルニ機械ノ方ニテハ石川島ヤ本所ヤ芝ノ松井、大川ノ
画シタル製鐵所等多ク潰レタ位故、此等ニ手ヲ著ケテ亡父ノ
遺産ヲ投スルト云フ「ハ何分出来難シトテ断リタ」デアル
ガ、株式会社トシテ営業ノ出来ヌ「ナン、之カ一番善カルヘ
シト、早川理事ハ寧ソ十分ニ拡張シテハ如何、益田、朝吹理
事等其ハ一旦試ミシ「ニテ、潮田ヲ米国へ派遣シ其他學士等
ヲ僱用スル等彼は計画セシモ、非常ナ費用倒レニテ遂ニ今日

ノ場合ニ推移セリ、次テ朝吹理事ハ如何ニ考フルモ第二策善シト思フ、今ノ処ニテハ物産ガ外国ノ代理店ヲ引受ケ居リ、其代理店ノ人若シ日本ヘ來レハ自然芝浦工場ヲ見ン、之ヲ見レハ直ニ他ノ専売品ヲ盜作スル如ク感スル「モアラン、同シ三井ノ部内デ見レバ赧然セサルヲ得ナイ様ナ次第ナリ、然ルニ他ノ株式会社ナル以上ハ其辺ニ於テモ差支ヘナケレハ第二策愈可ナリ、斯ク処分スレハ如何ト云フニ、先仮ニ全体ヲ参拾五万円トスレハ他カラノ分拾五万円位アルベシ、左スレハ三井ノ方式拾万円ニテ半額以上ノ株アル故ニ、或ハ電車ナリ其他重ナル処ヨリ重役入り、此方大田黒ヲ先三井ノ代表者トシテ専務取締役ニナリシテ置ケハ安心ナリ、而シテ繁昌スレハ株ヲ売ル「モ出来テ甚善シト思フ、之ニ次テ早川理事ハ、ソウナルモ善カルヘキガ、王子製紙ノ例ニ依レハ、此方斗リノ持チナレハ面倒ナキニ、此方ガ百武十万ノ株主ニテ他ニ八拾万アル為ニ甚面倒ナリト云フ様ナ「モアルカラ、其辺モ一考セサルヘカラス、決シテ反対スル訳ニハアラサレモ、其心配ナキヤト思ノヨリ講究ノ為ニ一言ス、又海軍ノ方ハ大分以前ト違ヒ用ヲ頼ムト云フ話モアルカラ、此等ヲ引受ケレハ可然モノト言レタレハ、益田理事ハ、他ノ株主アル為メ面倒アルトノ点ハ至極考ヘモノナレモ、王子製紙トハ幾分カ趣ヲ異ニシ、又海軍ハ会計法採アリテ中々ソウハ行カヌ、朝吹理事ハ之ニ統キ王子ノハ大分ノ違ヒアリ、全体多数ノ株ヲ持チ居ル処ヨリ終ニ此方ガ取ツテ掛リタモノ、加フルニ彼ノ如ク損失

ノ場合ニナリタルカラ事情不得止訳ナリ、畢竟利益アレハ倒ナシ、利益ナキヨリ面倒アリ、其辺ノ心配ハ芝浦ニ就テ先ツナシト信ズ、早川理事ハ、併シ目下利益アルト云フ「ナレハ今敢テ処分セズトモト思フ氣味アリ、団理事曰ク、海軍モ多少アレモ昨今ハ陸軍多シ、故若山ニ造船ノコトヲ引受ケサセタガ、船渠モナクテ造船ヲ始メタ故ニ損ヲ覺悟デ横須賀ニテ船ヲ作ルト云フ始末ニテ、其シナ「ヨリシテ此工場ガ三井ノ手ニ入リテ以来若山時代ニ三期丈ケ損アリ、其損ハ中々多額ナリ、他ハ皆利益トナリ居リ三十三年以來利益ノ割合ハ七分六厘、六分五厘、八分四厘、一割一分五厘、一割七分七厘ト発達シ、前期迄ニテ總テ損失ヲ填補セリ、併シ同族会ヘ対シテ貳拾八万余円ノ利息モ支払ハサリシハ、畢竟多少ノ利益生シテモ使用人ノ賞与金等ノ如キ費用ハ皆本部ニ於テ引受ケテ、前ノ損失ヲ填補シツ、アリシ為メナリ、然シ初メヨリノ損益ヲ差引キスレハ拾万八千カラノ利益トナリ居ル、其処セサルヘカラス、決シテ反対スル訳ニハアラサレモ、其心配ナキヤト思ノヨリ講究ノ為ニ一言ス、又海軍ノ方ハ大分以前ハ、其等ノ点ヨリシテ惜惜ムヘキ思ヒヲナスノデアル、併シ其ハ若シ他ニテ埋メ合セアレハ敢テ言フ「ナシ、朝吹理事ハ、何レ多少ノ利益アリテ可惜ト云フ位ニ処分セサレハ人ガ相手ニセザル「ナレハ、当底処分ヲ付ケサルヘカラス、此辺ガ處分ノ秋ナルベシ、而シテ四拾万円ノ会社トスレハ電車カ五万円、其他共拾五万円位出来ルベシ、ト述ヘラレタリ益田理事ハ、若尾ナリ根津ナリノ人佐竹杯モ善カルベント云

ヒ、尚兎角私共理事等ニ御任セニテ彼是ノ説ヲ御聞キ下サレ
マスガ、御同族ノ御意向ハ如何ナルヤ、予テノ御主意モアル
「故御腹蔵ナク御意見御聞カセ下サレタシト言ヒ、養之助殿
ヲ見テ御考ハ如何デスト問ハレタレハ、第二策善カルヘシト
答ヘラレ、猶彼是ノ議アリシガ、愈株式組織トルニハ評価
如何其辺ハ成立ニ大関係アレモ此等ハ追テノ「トシ、兎二角
株式組織ニスルノ方針可然ト決ス

一 吳服店各製糸所処分ニ関スル件

朝吹理事曰ク、私ハ相当ノ買手アラハ製糸所ハ処分セラル、
様アリタシト存ス、是迄富岡、大崎等ハ大抵益トナリ、名古屋
屋、三重ハ損ナリ、中々相場モ荒クテ半季一年ニ損益ヲ見ル
可カラズ、少ナクモ三年、五年ヲ平均スル「必要ナリ、逆モ
一年ニテハ大ナル高下アリテ判然セサル程ノ荒イモノナリ、
一体富岡ハ買取リタノデアルガ大崎ハ流込ナリ、此二ヶ所ニ
止メ置ケハ可ナリシニ、物産ニテ紐育ヘ支店ヲ出スニ八千畳
ナクテハ一商店トナリ難ク、其千畳ガ入用ト思フテ三重ト名
古屋ヘ新ニ設ケタルナリ

益田理事曰ク、最初ハ右ノ考ナリシガ、実際ハ皆紐育ヘ出サ
ズ、相場ノ都合ニ依リテハ横浜ニテ売ル「アリ、又製糸所ノ
側ヨリ見レハ少シニテモ利益アル様ニシタイカラ物産ヨリ他
ノ方、仮令ハ生糸合名会社扱ノ直段能ケレハ夫レヘモ売ル」
ニナリ、随分最初ハ八釜敷云フタ「アレトモ、實際一ツニスル
「ハ出来難キ」デアルナリ、先日来岩原ト彼是申合セマシタ

ガ、紐育ノ方ニテモ段々慣レテ危険ナ壳方ヲナサ、ルモ済ム
コトニナリ、且又必ス我手ニ千畳カラナクテハ紐育ノ店ガ成
立シ難キ「ナク、最フ三、四年モ経ハ三、四千畳ハ容易ニ捌
ケル「モ出来、三井ニテ此製糸所ヲ所持セネハナラヌ必要モ
ナクナリタリ、之ヲ売却スル為メ物産会社ニハ別段影響ナシ
ト思ヒマス、為念申上置ク

朝吹理事曰ク、壳ルト申シテモ譲受人ハ蓋シ絶無、万一二ハ
只一人アリト思ヒマス、益田理事曰ク、抑モ三重、名古屋ニ
製糸所ヲ設置シタ時分ノ考ハ、製糸ノ業ハ金持ノ仕事ニテ、繩
ノ季節ニ多額ヲ買入レテ段々引上ケテ相場ノ出合ヌ時ハ持チ
堪ヘル如キ、到底貧乏人ニハ旨ク行カヌト思フタノデ、然ル
ニ実際ハ田舎ニテ相当ニ製糸スル者ガ、イザ蚕時ト云ヘハ兄
弟モ来タレ從兄弟モ至レト云フ「ニテ、固ヨリ一家親類寄ツ
テ致ス」故、給金等ノ大ナル費用ナシ、加フルニ金ハ糸ヲ繰リ
テハ問屋ヘ送リテ為替ヲ取り又跡品ヲ遣ルト云フ訛ニテ、存
外金縁リモ付キ同時ニ費用モ掛ラサレモ、此方ニテハ相当ノ
人ヲ置キ、給料ヨリ賞與ヲ出シテ行クノミナラス、金モ遊金ナ
ラ兎モ角ナレドモ銀行等アリテ働ク金故、イザ吳服店ニテ借
用トナラハ三錢一厘扱ト云フ高歩ナリ、若シ三井ガ何ニモセ
ス金ノ使用ニ困ル場合ナレハ善キモ、皆金ヲ利用スル以上ハ
矢張リ此為メニ高歩ノ金ヲ使フ故ニ、最初ノ考トハ給テガ反
対トナレリ云々、伊藤小左衛門ノ如キ者ノナスニ最モ適當ナ
リ、朝吹理事曰ク、日本ノ製糸力總テ、十七万畳ナリ、其

内三井ガ三千樋カラ出シ、富岡ヲ始メトシテ皆上手ニナリ、是ヨリ上直ニ売レルハ纔ニ小口ノ室山ト鑑ノ一、二所アルノミニテ、荷口ノ揃ト云ヒ上直ニ売レルノハ殆ト一等ナリ、殊ニ最初ハ皆慣レサル故二十二、三外取リト云フテ買タ繩カ廿外、廿二外位ニ過キサルヲ以テ腹ヲ立タ「モアリタレ氏、今日ハ大抵目的達ハス費用モ大分減額シテ上手ニハナリタレ氏、矢張リ費用ハ比較的多分ニ掛リマス、又曰ク、製糸所全体ノ価格五拾万円、内三重・名古屋參拾万円、富岡拾五万円、大崎五万円ナリ云々、益田理事ハ得右衛門殿ニ対シ、アナタハ近頃製糸所ノ方ニ御關係ナレハ大分ニ御承知ナルベシ、御意見如何ト問ハレシニ、其答ニ、何分ニモ非常ニ荒イ商売ニテ何時モ同利益ヲ得ルト云フコトハ出来難シ、費用ハ他ニ比シテ猶式拾円位ノ相違アレハ先売却ノ方可ナルベシ云々、朝吹理事之ニ次キ、売却スルトシテモ譲受人ヲ見出ス「中々容易ナラス、何年ノ後ナルヤ測ラレス、只大体ノ御方針ノミ協定シ置クヲ願フナリ、若シ売レ、バ横浜連ナルベシ、幸ヒ今年好景氣ニ越キ伊藤小左衛門杯ノ連中ガ引受ケ與レ、バ至極善シ、尤モ富岡ヤ大崎ノ處分ハ付クヘキモ、三重ト名古屋カ六ヶ敷、名古屋ニハ逆モ買手ナシ、好況ニ向ヘハ此土地ヨリ三井ガ手ヲ引クカラズハ可惜ト会社ニデモナレハ成立ノ見込アルガ、先伊藤等ノ外ハ六ヶ敷カルベシ、益田理事ハ、是レモ真ニ大体ノ方針ナリ、既ニ芝浦ヲ売却スルト云フ話ヨリ大田黒ハ團理事迄万ーラ廣レテ辞任ヲ申出タトノ」、此等ノ

ハ吳々モ極内密ニ附シ置カサルベカラス、若シ所員ニデモ知レ、バ種々ノ事ヲ惹起スヘシ、朝吹理事曰ク、誠ニ然リ、既ニ新町ト絹糸紡績合同ニ付、新町ノ者ガ此際三井ヘ置テ貰ヒタシ杯申出テタレ氏、御伺ヒスル迄モナクト存シ直ニ其ハ不相成、合併スルニ付仮令一人モ二人モ一人モ取レハ先方ニテハ善キ者ノミ取りタル如キ感ヲ起スヨリ一切其儘ニ置ク、何レ徳義上出サルレハ世話モスル積リナルカ約束ハ出来ヌト申シタリ云々、彼は協議ノ末大体ニ於テ好キ買取者アレハ之ヲ売却スルノ方針ニ決ス

益田専務理事発議

（花押）（益田孝）

一綿糸海外一手販売引受ノ件
益田理事曰ク、今一ツ申上度ハ余ノ義ニアラズ、大阪ニ於テ紡績聯合会員中ノ会社ガ同盟シテ連合販売即チ其製品ヲ悉く一手ニ托シテ販売セントスル企テ起レリ、斯クナレハ競争ナキヨリ内地ニ於テ高ク壳り、其残リヲ支那ニテ安ク壳ル「ニテ、物産会社ガ此販売方ニ関係スルヤ否ヤトノ問題ナリ、之ガ為メ藤野亀之助ヲ代表者トシテ出シタカラ同人ヲ呼戻シテ、此程モ理事、參事、法律ノ「モアルヨリ庶務課長ト紡績ニ明キ朝吹理事ニモ臨席ヲ乞ヒ種々協議シタリ、詰リ此販売ヲ托シテ五百万円迄ハ三井ヨリ出タサセ、一樁ニ付幾何カノ報酬ヲ出サント云フ「ナリ、第一ニ此「シンヂケート」即チ連合販売組合ヲ作りテ、其委員ガ一樁九拾円又ハ百円ト極メテ其直デ引受ケタル会社ガ一手ニ売捌クト云フ次第ニテ、此

管理部会議録

責任ハ連体責任ナラサルヘカラサルニ、此点ニ於テハ未タ確乎タラス、此点ト今一ツ講究スベキハ、内地ニテ高売スルトセハ、此迄競争ノアル為メ其価安ク、三枚ノ着物ヲ服シタ処ガ高価トナリタル為メニ一枚ヨリ著用スル「ガ出来ヌト云フ」時結果ヲ生ズ、若シ此紡績業力衰頽スレハ矢張リ終ニ高クナル「故、決シテ此「シンヂケート」ノ為メニ永ク損害ハ受ケサル次第ナルモ、ヤレ三井ハ高売リナリ買占メナリト世間ノ無暗攻撃アルキハ甚厭フベシ、代表者ハ給シテ引受ケラ望メ段々相談ノ結果、物産会社ハ海外貿易ニ就テハ決シテ人ニ譲ラス、ソコデ六十余会社全体ノ產出七拾万桶トシ、仮リニ二十万桶海外へ出ルトスレハ貳百万円、三十万桶トスレハ參百萬円ノ海外販売丈ヲ契約シテ荷為替ヲ引受クル方、批難攻撃ノ掛念モナク得策ナルベシト決シタリ、此主意ニテ二十万若クハ三十万海外へ出シテ其報酬ヲ得ルトセハ、正金銀行ニテ為替ノ金モ得ラレ金ノ心配更ニナシ、万一荷為替ノ損アルキハ内地ノ分ヨリ取り得ル「ナレハ、安全ニシテ利益アル商売ナリ、併シスル連合ニ加ハル」ハ事重大ナルヲ以テ本会ノ御意向伺ヒ置ク次第ナリ云々

六月二十日（金曜日） 第二十壹回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

（花押）（益田孝）

一三井銀行ノ営業方針等ニ関スル件

予テ井上顧問ヨリ、余り改マラズシテ悠クリ銀行等営業店ニ問シ自宅ニ於テ熟議シタシトノ「ナリシヲ以テ、昨十九日同族會議長、管理部会長、早川、波多野、朝吹、団、有賀理事等ト共ニ同伯邸ニ会シ、意見モ述べ、種々細カナル質問モ出デ、伯ノ氣付ヲモ彼は述ヘラレタルヨリ、其儀午後四時ヨリ十二時ニ涉リ、早寝ノ伯、目ヲ擦リナカラ懇談ノ結果、当分内部ノ堅固ヲ計リ勢力ヲ養フ旨意ニテ、別紙議案ノ如キ三井銀行ノ営業方針トナレリ、詳細ノ事ハ理事等差合ミ居レハ宜シカルベク、物産会社ニ於テモ予々退テ守ル覺悟ニテ在リナカラ、自然業務拡リ、多少費用増加セシト雖氏、本期ノ如キハ大分ノ利益アリシカ、爾來ハ漸次手ヲ締メ、只管保守ノ方

ノ利益アルヘキニ付、引受至極宜シカラント信ス
益田理事曰ク、何故ニ物産会社へ託スルカト云フニ、物産会社ハ広キ耳ヲ持ツテ居ル、支那ノ何處ニテ何程壳レル杯ハ物産ガ一番能ク知リ居ル、隨テ之ヲ引受ケント欲スルナリ云々、此時連合販売ノ委員ト物産会社トノ契約案ニ付、益田・朝吹両理事彼は交話アリ、終ニ朝吹理事其草案ヲ朗読アリテ海外一手販売引受ケ可然ト決ス

針ヲ取り可申云々陳述アリ

合併スル方可然ト決ス

六月二十日（金曜日）第式拾壹回管理部会ニ於テ

朝吹理事発議

一 鐘淵紡績会社ニ中津紡績会社合併ニ関スル件

來七月愈鐘紡ニ九紡合併セハ、九州ニ於ケル紡績会社ハ僅力

ニ中津、博多ノ二会社ノミ、當方目下内部ノ整理ヲ主トスル場

合聊拡張ハ欲セサレモ、若シ之ヲ合併スレハ他ニ競争者無ク、

自衛上頗ル好都合ト可申、然ルニ中津ハ鐘紡会社株券面ニテ

三拾万円、外ニ負債六万円ヲ引受ケ、始末金毫万五千円出金

致シ吳レナハ合併致度ト申出、當方ニテハ株券面トハ申ナカ

ラ申出多額ニ過クルヲ以テ鐘紡株五千五百株（武拾七万

五千円）ヲ

出シ、六万円ノ負債ヲ引受ケ、始末金毫万五千円ヲ出セハ都

合參拾五万円トナル、是レナレハ承諾可致ト答ヘル見込ナ

リ、同会社ハ機械モ新ラシク且執業方モ宜ロシ、是迄三期間

ハ無配当ナリシカ本期ハ一割ノ配当ヲ為シ得ベキ随分有望ノ

工場、若シ新規同工場ヲ創立スルトセハ無論五拾万円以上ノ

費用ヲ要スヘシ、博多ノ方ハ興泰号ヨリ式拾万円ノ負債アリ

テ正金ヲ要スヘクモ、鐘紡ニ於テハ現今之ヲ出シ難ク、隨テ

合併ハ六ツカシカルベシ、而シテ此博多モプラットノ新ラシ

キ好キ機械ナルモ、中津ト違ヒ不注意ニ逆使スルトノ由、兎

ニ角中津合併後ニ至リ又々合併スルハ定期売買中止等仲々

面倒モアレハ、今一応能ク取調ヘ交渉ヲモ為ス積り、當方ハ

大株主ノ「故、右御意向如何哉予メ伺置度云々陳述アリテ、

三十五年六月廿六日（木曜日）第二拾二回管理部会ニ於テ

早川銀行専務理事発議

（花押）（益田孝）

（花押）（益田孝）

一 麻生太吉氏ヘ貸増下相談ノ件

早川専務理事曰ク、先般麻生太吉氏ニ対シ全坑区ヲ担保ニ供

セシメ金拾五万円ヲ貸付ケタル際、藤棚炭坑ニ關シテハ帝国

商業銀行ヨリ二番抵当ニテ貸付ケタルモノノ処分未定ニ屬シ、

其他數口ノ債務複雜シ居タル處、今般藤棚炭坑ヲ麻生氏ニ於

テ一手ニ引受ケ、帝国商業銀行二番抵当ニ係ル金拾四万円ハ

麻生氏ノ負担トシ、二ヶ年半無利息ノ儘置置キ、其後ハ五分

ノ利息ヲ以テ年賦償還ノ約定ヲ結ヒ、更ニ金拾五万円ヲ此際

同炭坑ヲ担保トシテ帝国商業銀行ヨリ借入レ、毎月五千円宛

月賦償却ノ約束取結候趣ノ歟、藤棚炭坑ハ本洞炭坑ト相俟テ

共ニ之ヲ同一坑主ノ下ニ於テ經營スルニ非サレハ、鉱業上不

経済ニシテ不便勘カラサルニ付、同氏ハ今回本洞炭坑ヲモ買

入レントス、而シテ其買入金參拾五万円ノ内拾七万円ハ現在

ノ儘三井銀行ヨリノ借入ヲ繼承シ、残り拾八万円ノ内五万円

ハ帝国商業銀行ヨリノ借入金ヲ以テ之ヲ弁スルトシテ、其不

足金拾參万円ハ更ニ三井銀行ヨリ借入レタキ旨島太助ヲ介

シテ懇談致シ来レリ、然ルニ此種ノ貸付ハ目下固定貸整理ノ

際斷然拒絶スヘキモノナレモ、本洞炭坑ヲ堀三太郎氏ニ質貸

シテ採掘セシムルヨリハ、麻生氏ニ於テ担当シ経営スル方事

業上安全ナルヘク、元金ノ償還モ亦確実ナルヘクニ付格ノ取扱トシ、拾参万円左ノ条件ヲ以テ同氏所有ノ炭坑一切ヲ担保トシテ貸増シタシト陳述アリ、益田、団、朝吹理事等意見ヲ述ヘラレ彼是協議ノ末、参万円ヲ減シテ拾万円丈ケトシ、其取計ヒハ門司支店ニ於テ為サシムル「ニ決ス」

一目下本洞炭坑ニ闇スル債務、月々ノ償却金額ハ來三十六

年一月ヨリ貳千円ヲ増加スル」

二藤棚炭坑ノ出炭ハ總テ三井物産会社へ一手販売ヲ委托ス

ル「

三麻生氏ヨリ支払ヲ為ス金円ノ内ヲ以テ、三井銀行ニ対ス
ル堀三太郎氏關係ノ借入金及ヒ許斐鷹助氏關係ノ借入金

ヲ三井銀行ヘ返金セシムル為メ、差引シテ現金ヲ交付ス
ル「

四當行ヘ担保トシテ提供セル九州鉄道株ハ漸次売却シ、其

収益金ハ當行ヘ預ケ込マシムルコト

五本洞炭坑ノ名義ハ從来ノ通り三井鉱山会社タルヘキコト

益田、早川両理事發議

一湖南汽船株式会社株三井名義引受ニ闇スル件

益田専務理事湖南汽船会社ニ闇スル來状ヲ示サレテ曰ク、同
会社総株数參万株ノ中、募集ノ結果貳万參千株程ノ応募者ア
リシモ、凡ソ七千株ノ不足ヲ生シ、此上応募ノ見込ナシ、當
方目下只管整理ノ方針ナルヲ以テ新株ハ引受ケサル「ト致シ

可然ト存セリ

早川理事曰ク、ソレハ一應御尤ナレモ、自分等名義貳百株ツ、
計四百ノ発起株ニ三井名義六百株ヲ差加ヘ、都合千株引受ノ
「ニ致シタシ、物産会社ノ關係モアル」故無下ニ断ルモ如何
アランカ、若シ右スラ應セヌトナラハ我々ハ発起人ヲ罷メル
ガ至当ナラン

益田専務理事ハ、今ヤ三井ノ方針ニ於テ新株等ヲ引受ケサル
「ニ相成リタルカ為メ、引受ケサルトテ一向差支ヘナシ、且
物産会社ニ於テハ此会社成立セルビ左程利益アルト云フ次第
ニハ無之、必竟郵船会社等ニ於テ開始スレハ論ナカリシ、兎
二角明日此会社ノ「ニ就テ相談アルニ依リ、其断リ方ハ私力
引受ケ申ヘシ

早川理事ハ、今更断リテハ世間ヲ欺ク様ニテ済マス思ヒヲナ
ス朝吹理事曰ク、何ニモ世間ニ對シテ済マヌ「ハナカラ
モ善カルヘシ、引受ケルト受ケサルト議論纏ラサルトキハ顧
問ノ裁決ヲ請ハネハナラヌガ、此裁決ヲ請フノモ余リ大層、
寧口同族会ヘ提出シテ決スル方宜シカラ

猶彼是議論アリシカ、益田理事ハ、ツマリ応募株満タサレハ
商法ノ規定上結局発起人ニ於テ引受ケサルヘカラサル次第ナ
リ、園田氏ハ予テ華族杯ハ更ニ当ニナラヌカラ彼是解キ廻ル
ヨリ発起人ニテ引受ケル方可然ト云ハレシガ、畢竟園田氏自
身少株主故其ノ説アル所以ト云ヒシ「アリ云々陳述アリテ、

未決ニ了レリ

七月八日（火曜日） 第式拾五回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

一 営業店特別賞与ニ関スル件

○（朝吹英二印）

各店特別賞与案ニ付昨日彼是取調ヘタル處各店業務ノ相違アリ、隨テ支給方一樣ニ出来難ク且却テ一樣ニナラサル処趣キアラン、銀行杯ハ腕ヲ揮テ利益ヲ收得セントスルモ仕事力極ツテ居ル「故夫レモ出来ス、物産杯ハ之ニ反シテ腕次第稼ク「力出来得ル」故、或ル期ハ多ク給与スル「アルモ、或ル期ハ少ク、時ニ依リ全ク給セサル」モアリ、其他鉱山、吳服店ニ於テモ夫々業務仕振り違ヒ居ル故給与上相違モ致方無之ニ付、本期ハ提出案ニ多少訂正セシモノニテ給与スル「トシ、追テ恩給内規ト相俟テ特ト取調ヘ何トカ方法ヲ講シ可申云々陳述アリ

益田専務理事発議

（花押）（益田孝）

一三井呉服店ニ関スル件

○（朝吹英二印）

高橋呉服店理事ヨリ吳服店ニ關シ

第一、断然吳服店ヲ売却スル」

第二、店舗ヲ改築シテ拡張ヲ謀ル」

此二案ニ就キ何レカ至急御指定ヲ乞ヒ度、現状維持ハ断シテ不可ト存ス云々ノ書面提出有之、当管理部ニ於テモ既ニ漸次

吳服店ノ取調べニ着手シ意見ヲ定ムル見込ナリシ、就テハ至急調査何レニカ決定スヘキモ、差当リ吳服店ハ三井家祖先ノ創業ニ係リ其縁因モ深キコト故、利益ノ多少ハ別トシテ人ニ譲ルト云フ「ハ忍ハレ難キ様御思召アランカノ如ク、曾テ御同族ニ伺ヒタル「モナク期セズシテ皆何トナク感シ居リシカ、此際ハ御同族方ニ於テ篤ト御勘考下サレ、仮令祖先ノ創メタル業ニテモ、世ノ変遷ニ從ヒ三井トシテ営業スルノ価値ナキモノトシ、他ニ譲ルトカ或ハ是迄継続シ着々改良シ来リタルヲ以テ猶拡張シテ営業スルトカ、寄り／＼御打合セ下サレ御方針決定相成度云々ト陳シ、朝吹理事ハ、右高橋理事ヨリ書面ヲ差出シタルハ、此頃東京市区改正委員ニ於テ京橋ヨリ万世橋迄道路改正ニ着手ノ議アリ、実行ノ曉ニハ吳服店側七間通り取り掃ハル、ニ付、其前是非トモ今後ノ御見込御決定ノ必要アルヨリ急ニ書面ヲ差出シタル次第ナリト述べ、同族会議長ヨリ拡張スルトハ如何スルカトノ問ニ、益田理事答ヘテ、世人追々時間ヲ重ンジ來リ、是迄通りノ賣方ニテハ買取リ方面倒ナルヨリ勧工場流行スル所以、其ノ顧客ニ便利ナルハ一目シテ好ム品ヲ求ムルノ便アリ、今ノ吳服店モ其意ヲ察シ同業者ニ先ソジテ陳列所ヲ設ケ着々新案ヲ出セシモ、其店ハ継キ足シ間ニ合セリタルニ依リ、光線ハ充分ナラス高低曲屈不便少ナカラス、隨テ監督上不都合多キノミナラス顧客ニモ不便ナレハ、現状ノ儘拡張ヲ謀ラントスルモ最早如何トモスル能ハサル境遇ニ立至リ、猶駿河町聯合建築家屋出来セ

シ 晩今ノ儘ニテハ見素ボラシクト共ニ前記ノ不都合モ有之、且市区ノ改正ノ結果縮メラル、「故其前改築ノ必要アリ、又大阪支店モ本店同様ノ次第ニ付改築セサルベカラス、尤モ拡張ト申シテモ家屋ノ建築ノミニアラサレバ、先ソ三井ニ於テ小売呉服ノ模範ヲ垂ル、トセバ家屋改良ノ必要アリ、次テ陳列品ノ配置方、物品配達ノ改良等種々可有之、委細ハ追テ取調ノ上可申述モ調査ノ都合有之候ヘハ、先ツ御同族ノ御意向御決定アリ度云々陳述アリ

七月二十八日（月曜日）午前十時半重役会室ニ於テ第参拾回管

理部会ヲ開ク

益田専務理事陳述概要

（花押）（益田孝）

○（朝吹英二印）

一支店長更迭ニ關スル件

銀行提出ノ此支店長更迭案ニ就テ唯申ス次第ニ無之、近頃良得意ヲ得ル「ニ付彼是御沙汰アル場合、其目的ヲ達スルニハ、土地ノ状況等ヲ熟知スルト共ニ得意先ト懇意ニ為ル「最

モ必要ナルベシ、他ヨリ聞ク所ニヨレハ、是迄三井銀行ハ更迭繁ク、漸ク知り合ヒタリト思フ頃ハ忽チ更代スル為メ双互

兎角打子解ケ取引スルニ至ラストノ説アリ、尤モ余リ永ク同

地ニ勤続スル所ハ、自ラ情弊ヲ生スルニ至ル「アルベキモ、

之ヲ防ク手段ナキニシモアラザルベシ、兎ニ角良得意ヲ得ル

ニハ更迭ノ頻繁ナルハ如何カト存セリ、早川理事曰ク、御説

御尤、自今其方針ニ因ルヘキモ、此度ハ神戸支店長鈴木梅四郎、王子製紙会社取締役ニ撰任ノ為メ其後任ヲ撰ムノ結果、勢ヒ異動セサルヘカラサルト、暫ク変更ノ舉ナク、支店長中隨分一所数年ニ亘リシ者等アリ、夫是都合ヲ計リ發案シタル次第二付、先本案通り可決アリタキ旨ヲ述ヘ、次テ益田、朝吹両理事ヨリ更迭者中三、四ノ人ヲ指摘シテ適否等彼は陳述スル所アリタリ

三十五年八月一日（金曜日）第参拾壹回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

（花押）（益田孝）

一吳服店所轄製糸所ニ關スル件

益田専務理事陳述ノ概要ハ、吳服店所轄ノ製糸所ノ事ニ關シ

先頭原富太郎氏ニ交渉シタル處、大崎、富岡ハ拾万円位ナレハ譲受ケタクモ、三重、名古屋ニ就テハ篤ト熟考スルカラ猶

予アリタシト申セリ、畢竟其熟考トハ人ヲモ派シ己レモ実地

ヲ見ル積リナリシヲ以テ、彼は調ヘタ上ノ申出ニハ、大崎、富

岡ノ方ナレハ拾万ノ上ニ、二万円ハ増スヘキモ、三重、名

古屋ハ何分算盤ガ取レス、且今年ハ既ニ繭ノ買入モアリシ

ナレハ、明年ナリニ先ツ借用シテ試ミタシトノ「然ル所ハ一

年試ミテ成算ナシトテ返サレテモ仕方ナク、或ハ為メニ非常

ノ損害アルヘキニ付、吳服店理事トモ彼は話セシ「ニテ敢テ

同フ迄モナキ次第ナカラ一寸其成行ヲ御報告致ス云々、早川

理事ハ、然ラハ断然謝絶スベシト云ヒ、朝吹理事ハ、承レハ原自身数人ヲ連レ富岡製糸所等へ取調べニ行キ、多少所員ノ氣先ヲ害セントノ報アリ、先方ノ処置ハ敢テ無理ナラサルモ當方ハ迷惑ヲ感セリ、其ハ兎モ角今年ハ繭モ買入タレハ、此處讓渡ノ談ヲ断チ各製糸所ヲ独立セシメタシ、畢竟小ナ処ヘ本部我々ノ給料杯ヲモ課スルヨリ利益ナク、随テ買手ヲ得ル「モ難シ、依テ独立ニテ利益アレハ漸々消却シ、全ク消却シ終レハ無価テモ可ナル訳ナリ、而シテ大疇、富岡ヲ拾五万円、三重、名古屋ヲ拾万円トスレハ、先ツ三重ノ方ハ三、四万円ニテ、名古屋ノ分ハ六、七万円ト評価スヘキナラン、原價ヲ云ヘハ四拾万円以上ヲ要シタルニ付、拾万円デハ機械代ニモ当ラス、併シ此ニテモ若シ買手アレハ売却ニナルカ、ドーモ三重、名古屋ハ売却六ヶ敷、若シ売ルトナレハ繭ノ仕入前ヲ然リトス、仕入後ノ今時ニ至リテ所員ノ氣先ヲ害シ怠ラテハ非常ノ損失トナルヘキ」故、責メテハ三重丈モ伊藤小左衛門杯ニ来年テモ産繭前売レハト思フ等ノ説アリタレトモ評議熱セザリシ

三十五年八月五日（火曜日） 第參拾弐回管理部会ニ於テ

益田専務理事陳述

一 東京モスリン紡織株式会社拡張ニ関スル件

益田理事陳述ノ概要ハ、東京モスリン紡織株式会社事業拡張

ノ件ニ付端善次郎ヨリ申出ノ次第ハ、段々モスリン事業モ進歩シテ製糸モ増シ大分ノ利益ヲ生スル「ニ至リシモ、目下輸入ハ中々多ク事業ヲ拡張シテ製品多額ニ至ルモ需用ヲ超ユル「ハナキニ付、仮令一割位ノ利息ヲ払フモ參拾万円ノ社債ヲ起シ、ミュール拾貳台、器械貳百五十六台ヲ増設スル件ハ五萬七千六百反ヲ製シ得ベシ、斯クスルモ輸入ノ多キ「猶拾万七千余反ノ余地アル「故更ニ差支ナン、若シ當方ニテ躊躇致シ居ラハ大阪モスリンニテ拡張スルノ恐レアリ云々、依テ先頃毛糸紡績ノ器械ヲ買入レタル人力モスリン事業ヲ始メサルカト念ヲ押シタル処、仲間ノ規約アリテ売捌キニ困難ナルト資金ノ乏キヨリ此事業ヲ営ム「出来難シ、若シ當方ニ於テ社債募集宜シカラント云フ「ナラハ其募集モ容易ナラン云々ト申セシニ由リ、縱シ社債ヲ募ル方可然トスルモ目下鐘紡ニテ社債募集ノ考案中ナレハ、其模様分リタル上社債ヲ起ス方宜シカラ、幸ヒ本日管理部会ニ付伺ヒ置カント申置キタリ朝吹理事曰ク、參拾万円ノ社債ハ募レルナランガ、モスリン株モ少シク高直ニナリ盛況ヲ呈スヘキ場合故、今一層能ク働イテ立派ノ会社ト為シ、然ル后株ヲ募ル「ニセハ尚宜シカラシ、友人ナラ左様忠告シタシ、且一割ノ利歩仕払フニモ及ハサルベシト云ヒ、猶早川理事ト共ニ此件ハ三井カ大株主故其意向ヲ聞カントノ意ナルヤトノ問ヒニ、益田理事答ヘテ、其意ニモ有間敷、ツマリ後ロ立ニ為シ置キタキト、自分ノ意ヲ強クセン為メ相談ニ來リシ次第ナラン云々ト述ラレタリ、募

管理部会議録

集ノ時期ト利息ノ割合ハ別トシテ社債募集ノ「ニ就テハ凡テ異議ナカリシ」

一 営業店視察ニ関スル件

益田理事曰ク、視察ノ「モ段々後レテ如何ニモ規則ノ実行ヲセヌ様ニナリ、分担モ極メラレタ儘ニナリ居レリ、其内ニハ避暑ニ御出掛け可相成ニ付其前着手セラレ、残余ハ御帰京後ニ視察アル迄モ兎ニ角寒行ノ端緒ヲ開カレタシ、顧問モ此視察実行ニ就テハ予々御話モアリ、余リ延引スル所ハ顧問ニ対シテモ如何カト存ス云々陳述アリテ、銀行、物産、呉服店ヨリ早々着手ノ「ニ決シ、議事録ニ記載ノ通り視察担任変更アリタリ

三十五年八月十二日（火曜日） 第三拾三回管理部会ニ於テ

高橋呉服店理事報告

一 吳服店所轄ノ製糸場譲渡ニ關シ原富太郎氏ト引合ノ件

吳服店ノ四製糸場ヲ纏メテ原富太郎氏ヘ譲渡ス件ニ付段々駆合ヒシ處、同氏ノ申スニハ、富岡、大崎ニヶ所ハ見込アルニ付最初拾万円ト申セシガ、奮発シテ拾万円迄ハ出ス「ニ致スヘキモ、三重、名古屋ハ何分見込相立タス、左リナカラ一所デナクテナラヌトナラバ本年ト來年二ヶ年間借用シテ試業致シタシ、尤モ両三人ノ外ハ所員等皆其儘ニ差置キ可申、只來年ノ織ノ買入時ニハ其買入代ノ融通ヲ願フ「ニ致シタシ、

弥々試ミタル上見込相立バ相当ノ代價ニテ御讓受可致モ、若シ見込立タサレハ御返シスル「ハ予メ御承諾置キ願ヒタシ、富岡ハ五百人取りデアルカラ之ヲ新規ニスルモ拾万円ナラ出来ル様思ハルレトモ、余程奮發シテ右ノ如ク申出タ「故御承知願ヒ度云々、就テハ之ニテ御議リ可相成哉、若シ讓ラズト云フ「ナラバ所員皆御売却ト察シテ不安ニ思ヒ居ル場合ニ付、最早他ニ譲ル「ハ無之旨御申出シヲ願ヒタシト陳述アリ、右ニ付評議ノ概要ハ、富岡、大崎ヲ拾五万円トシテ他ニヶ所ハ貸スヘシト云ヒ、或ハ寧ロ彼是スルヨリ今一年待テ処置スヘシト云ヒ、或ハ富岡、大崎ヲ譲渡シ、三重、名古屋ハ所有スルカ左ナクハ廢止シテハ如何ト云ヒ、或ハ縁ヲ繋キテ置ク「カ善イカラ皆貸ストシテ年賦償却セシムル「ニシテハ如何ト云ヒ、或ハ富岡ヲ物産会社横浜支店ニ持タセ三ヶ所ヲ廢止シテハ如何、或ハ拾七万円ニテ總ベテ売却、或ハ總ベテ廿五万円トシテ拾万円即金、拾三万円ヲ十ヶ年賦ニシテハ如何等、益田、早川、団、朝吹理事及ヒ得右衛門殿等彼是説アリシカ、終ニ益田理事ハ富岡、大崎ヲ拾五万円即金ニスルカ、又ハ富岡、大崎ヲ拾万円即金トシ、三重、名古屋ヲ拾万円十ヶ年賦ニスルカ此二案ニテ今一応高橋理事ヨリ交渉シ、若シ第一案ノ如ク交渉纏ラバ三重、名古屋ハ本年丈ケ從前ノ通り執業シテ后処置スル「ニ致シテハ如何ト陳述アリテ是ニ決ス

高橋呉服店理事報告

一三井呉服店所轄製糸所ニ関シ原富太郎氏へ再応照会ノ件

高橋理事曰ク、先般ノ御協議ニ基キ富岡、大崎二ヶ所ヲ拾五
万円ニ、名古屋、三重ヲ拾万円ニテ譲渡ス「ニ可致旨原富太
郎氏ニ再応交渉セシ処、同氏ノ申スニハ即金拾万円残金拾弐
万円十ヶ年賦ナラハ譲受ケ申サン、若シ十ヶ年賦ニテ余リ長
過キルトノ思召ナラハ八分ノ利引キ割合ニテ即金ニ支払フ」
ニ可致ト云ヘリ、依テ自分ハ責メテ六分ト云ヒシニ、夫デハ
中ヲ取りテ七分ノ利引払ヒ迄ト交渉進ミタリ、七分トスレハ
殆ント参万五千円斗リノ利ニ当ル故差引キ八万五千余円、即
チ即金合計拾八万五千余円トナル訳ナリ、種々交渉ノ結果大
略此ノ如クニテ先ツ此上如何トモ致シ難ク云々ト報告アリ、
右ニ付彼是協議アリシカ、遂ニ即金拾万円残金拾五万円ヲ拾
ケ年賦ノ割合ニテ七分ノ利引勘定ニテ即金払トスルニ掛合
ヒ、若シ応セサレハツマリ即金式拾万円迄ナラ、同族会ハ如
何アルヘキカ難計モ、管理部会ニテハ調談ノ「ニ成リタリト
テ、高橋理事自身ノ腹案トシテ拾参万五千円迄譲ル覚悟ヲ以
テ今一応交渉可然ト決ス

早川銀行専務理事陳述

一鐘淵紡績会社タ債募集ニ対シ伯爵井上顧問ノ意見ニ関スル件

早川理事曰ク、鐘紡社債ニ関シ伯ノ意見ハ、成程鐘紡ニ於テ
百八万余円ノ不足アルカラ百万円ノ社債ヲ起ストノ旨意ハ了

知セシモ利息九分ハ高キニ過クルカ如シ、鐘紡ノ裏面ニハ三
井アリト世間ニテ思ヒ居レリ、然ルニ九分利ニテ社債ヲ起サ
ネハナラヌ「ニナルト自然世間ノ疑惑ヲ惹起シ信用ニ闇スル
ヲ以テ止ムル」「ニシテハ如何、若シ是非金カ入用トナラハ五
十万円ニテ足ラントノ意見中々堅シト報告アリ、右ニ付彼是
協議アリシカ、遂ニ信托ノ成否手続等能ク取調べ、且襄ニ交
渉セシ会社等応否如何ヲモ儲メタル上、成案通りノ見込立タ
ハ再応伯ニ陳述スヘシ、今日ノ如キ利安ノ時ナレハ出来ル」
ト思ハル、カ、万ノ場合ニハ他ヨリ借り居ル「カ却テ世間
ノ信用ニ善イト思ハルレハ、真理實益アリト信スル所ハ忌憚
ナク伯ニモ論シテ実行ヲ努ムル「宜シカラント決ス

益田専務理事陳述

一平岡浩太郎氏ニ関スル件

益田理事曰ク、坂田ノ辞スル「ハ平岡氏ニ於テ好マサル」ト
思ヒシ處、坂田ハ不都合ノ男ニテ山ハ乱掘シ且不経済ノ処置
アリ、隨テ借金セシ等損害不軽、同人ハ辞職ノ何ノ所ニア
ラス、面目ナクテ出ラレヌ咎ナリ云々ト案外ノ來状アリ、依
テ団理事トモ相談ノ上、坂田意ニ叶ハズバ解雇スルノ外ナク、
其代リニ適當ノ者雇入レラルベシ云々ト至テ冷淡ノ返事ヲ差
出シ置キタリ、此後金融ニ困リ強軟種々ノ歎願申出ルモ難計
等彼是同氏ニ就テノ予想及相談アリタリ

三十五年九月二日（火曜日） 管理部会ニ於テ

高橋吳服店理事報告

一 三井吳服店所管四製糸所讓渡ニ関シ原氏ト最後交渉ノ件

高橋理事曰ク、昨日同族会ノ御決議ニ基キ原氏ト最後交渉ノ

結果ハ

一 蘭ハ暫ク吳服店持トシ、毎月入用丈ヶ即チ大抵月十二、三

万円位ツ、速金ニテ渡ス事

一 蘭ニハ火災保険ヲ附シ其保険料ハ原氏ニ於テ負担ノ事

一 所有蘭代ニ付テハ三十五年七月一日ヨリ利息ヲ原氏ニ於

支払フ事

一 蘭及貯蔵品高ハ帳簿面ニ依ル「トシ、東京ニ於テ受渡ヲ予

定スルモ可ナレ氏富岡、大崎ヒ出張ノ上立合見定スル」

一 明後四日速金拾万円ト年賦金壹万參千五百円即納ノ「

一 製糸所讓渡シニ付テノ登記料ハ原氏ニ於テ負担スル」

但シ讓受ケ代金ニテハ登記料多額ヲ要スルニ付、表面価

格ヲ減却スル「ニ致度ト」

右ノ如ク大体交渉相續リタリ、蘭代ニ付テモ此際裕金有之ニ

付一時ニ支払ヒ差支ナケレ氏、若シ在横浜ニ滞停ノ時機ア

ラハ差支ヲ生スルニ付、且下多少余裕アリトテ直ニ仕払フモ

聊カ掛念アリト申シ居リ、就テ右代金ハ都合ニテ一時ニ手

形ニスルモ敢テ異存有之間敷如何可致哉ト述ヘシニ、早川理

事ハ、現今ハ手許裕カナレ氏通ヲ要スル場合ヲ慮リ、蘭給

有高ノ価格ニ対シ一時ニ手形ニ致シ置ク「相叶フ」ナレハ最

管理部会議録

都合宜シト云ヒ、朝吹理事ハ、総代価ヲ一時ニ手形ニセストモ

月々残高減却シ且入用ノ節ハ何時モ要求シ得ル「故、一時ニ

手形ニ致度ナシト述ヘ、早川理事モ夫ニテ差支ヘナシトテ他

亦異議ナカリシ、又壳渡代金ハ同族会ニ納ムベキカ或ハ吳服

店ニ収入スヘキカノ点ニ移リ、彼は協議アリシカ遂ニ差当リ

吳服店ニテ受取り置キ、是等ノ処置結了後熟議スル「ニ決ス

編者注、本日の管理部会は会長不在のため正式に開
会せず、高橋理事の報告のみが行なわれた

三十五年九月九日（火曜日） 第参拾六回管理部会ニ於テ

益田専務理事発議

一 市村炭礦処分ニ關スル件

市村炭礦ニハ物産会社ヨリ都合拾参万円貸金アリ、其担保ト

シテ同炭礦ヲ鉱山会社名義ニ書替有之候處、同炭礦大切ノ部

分ニ断層出ル等彼是困難相生シ、礦夫ヘノ賃金スラ仕払兼ネ

市村義モ如何トモ難致事情ニ陥レリ、然ルニ隣坑区ナル杵島

炭礦ヨリ採掘スルハハ大ニ利便アルヲ以テ、先頃來杵島炭礦

ノ所有主ナル田島信夫氏ヘ市村及市村ノ左隣ナル十三塚炭坑

ヲ併セテ売却方ヲ交渉シ、遂ニ拾万円ニテ買取り、内四万円

ハ即金、六万円ハ四ヶ年賦払ト迄相進ミシモ、元来市村ノ所

有ニ付同人ニハ壹万円済金トシテ遣ル「ニ談セシニ、壹万円

ニテハ身ノ振リ付カサルハ勿論氣荒キ礦夫共ニ殺害サル、ノ

恐レアルニ付、参万円程ナクテハ致方ナシト泣キ付ケリ、畢

竟一錢ヲモ給セズシテ差支ナキ次第ナカラ徒ラニ怨ヲ買フモ好マシカラス、殊ニ事害生死ニ闇スル仕義故殺サレヌ迄ニ式万円遣ハス「トシ承諾セシメタリ、如斯处分スル片ハ差引凡ソ五万円、利息共六万円程ノ損トナレトモ、其代リ爾來右三坑ヨリ採炭ノ一手販売ヲ引受クル約束モ出来、却テ安心ノコト故仕末スル方後日ノ為メナラン、尤モ此義ニ付テハ長崎伊沢ヨリ此程出水ニテ市村坑杯ノ水下位ニ在ル杵島坑ニ落入り、同坑ハ非常ノ水害ヲ蒙リ廃坑同様ノ姿ナレハ、田島氏ハ是非之ヲ買ハサルヲ得サレハ、今一層好都合ノ談判可然ト申越セシ「モアリ、旁篤ト取調ヘ確定ノ上ハ書面ヲ以テ提出致スベキモ、予メ御意向伺ヒ置キ度云々陳述アリテ可然ト内定アリ

スヘシトノ御意見御洩シアリ、就テ考フルニ今後社會ヲ支配スル者ハ何レニモ書生ノ「故、專ラ其ノ利益ニ供スルノ目的ヲ以テ、目下經營中ニ係ル日比谷公園内ニ費額凡ソ拾万円ヲ以テ一ノ圖書館ヲ新設スル「トシ、之ニ五万円モ添ヘテ寄附セハ、上野ニ官設、番町ニ大橋書籍館アルモ芝方角ニハ皆無ニ付、後世有為ノ市民ヲ裨益スル「勘ナカラサルヘシ、何レ秘密ニ大橋及大阪ノ住友書籍館ノ模様ト公園内設立ノ許否、又同族会提案迄ニハ横河ニ略図調製致サスル等十分取調ヘ、移転ノ義ト共ニ發表スル様致度云々陳述アリテ、大要可然ト内定ス

三十五年九月十八日（木曜日） 第參拾七回管理部会ニ於テ

益田専務理事発議

一三池附近海面坑区ニ闇スル件

益田理事曰ク、此三池附近海面坑区ノ「ニ就キ此程モ児玉少

駿河町新築移転ニ際シ東京市へ寄附ノ件、左ノ如ク發議アリ
駿河町新築殆ント落成シ近々移転ノ運ヒニ可相成ニ就テハ、
東京市、而モ祖先ヨリノ開店地ナル駿河町ニ百万円以上ヲ費
シタル一大建物ヲ新設スルニ至リシハ、市ノ眷顧ヲ蒙リシ結果トモ申シ得ヘク、且鬼角富者ハ彼是毀譽褒貶ノ衝ニ当ルモノナレハ可成市民ノ感情ヲ善クスル為メ、此際三井家ヨリ大ナル寄附ヲ成サレテハ如何、銀行社長ニ此程御面会セシ節ニモ、當市ト京都市ニ対シテハ好機ヲ取りテ何カ相当ノ事ヲ爲

介氏ト小沢武雄氏トノ面談アリシ處、農商務大臣ヨリ此件ニ
闇シ面談シタシトノ「故今朝訪問シ、先ツ是迄願者力私情ヲ
業上ヨリ達観アリテ親切ニ仲裁的ノ勞ヲ取ラレシハ實ニ感謝ニ堪ヘヌ次第ト申セシニ、大臣ハ其ノ説ノ如ク、実ニ三井ナリ誰デアレ日本ニ於テアノ大切ノ礦山ヲ所有スル者ノ為メ、殊ニ筑港スル場合ニ妨ケナイ様ニシタキ故心配セシ次第ナリ

シニ、遂ニ金高多少ノ仲裁迄ヲ持込マレシハ迷惑千万、併シ

是迄心配セシ「ナレハ能ク／＼双方ノ事情ヲ聞テ出来ル「ナラ纏メル「ニシタイト思フ、先方ニテハ十六万円丈出セハ先願権ヲ譲ル趣云々、依テ三井デハ如此「ヲ議スルニハ三ツノ

閥門アリ、此閥門ヲ通ル「ハ容易ナラズ、一体大臣カ斯ク迄御心配下サル、ニ就テハ、云ハ、御願ヲ立テル為メ六万ヤ七

万ハ出サ、ルヲ得マイ、曩ニ大蔵省ヨリ三池礦山ヲ払下アリ

シキ右海面モ願テ権利ヲ得テ置ケハ宜シカリシカ、海面ノ」

トテ他人力手ヲ出ス間敷、由シ権利ヲ願フテモ持テ余ス計リ

ト思ヒ打捨置ケリ、乍去右ノ次第ニテ児玉ニモ六、七万ニテ

纏ルナラ出スモ已ムヲ得サルヘント申セシニ、児玉力遂ニ拾

万円位ハ出ス哉ニ申セシナラン、兎ニ角彼是取調ヘシモ、此

礦区ハ無クッテ差支ナキモノ故、右ノ閥門ヲ通過スル「余程

六ヶシク、且ハ三井デハ築港費多額ヲ以テ無駄ノ金

ハ出シ難ク、当分儉約主義ニテ成功ヲ期サネバナラズ、加フ

ルニ鑑ニ三池払ヒ下ケヲナセシ當時即金百万円ヲ出し、年賦

金參百五拾万円モ漸ク納了セントスルモ、彼は多額ノ注入ア

リテ猶凡ソ參百五拾万円カラ不足ヲ生シ居リ、世間デ見ル程

利益ハナシ、是ハ御含ミ迄申置キマスト述ヘシニ、是ニテ委

細了承セリトテ能ク理解アリシ様子、併シ愈先方ニテ拾万円

デ折合フト云フ「ニナラハ之ニ折合フ外有之間敷、其ハ御含

ミアリタシ云々陳述アリテ、其場合ニハ已ムヲ得サルベシト

ノ議ナリシ

同 上

一芝浦製作所処置ニ関スル件

益田理事曰ク、芝浦製作所処分ニ付テハ種々研究シ、望ミヲ

属シタル東京電氣ト電車等ノ合併モ六ツカシキ有様デ、一方

ハ一株四十円、一方ハ四十五円、其一株（九十円）ヲ以テ電

車一株ト引換ヘント云ヒ、前島密氏杯ガイロ／＼心配シタト

ノ「ナレヒ纏ラヌ由、夫レニハ佐竹、根津、雨宮連中アリテ

中々纏メ憎ク、右弥々運ハヌトナラハ芝浦ヲ譲ル見込モ些ト

齟齬スル次第ナリ、目下芝浦ハ固定資金凡ソ四十万円、運転

資金參拾万円デアルカ、寧ソ四十万デ電車ニ売リ之ヲ株デ貰

フカ、左ナクバ四十万円ノ新会社ヲ起シテハ如何カ、篤ト考究ノ上処置致度云々陳述アリ

三十五年九月廿六日（金曜日） 第參拾八回管理部会ニ於テ

益田専務理事発議

一芝浦製作所処分ニ関シ下相談ノ件

芝浦製作所ノ処分ニ付テハ屢々御評議ヲ煩ハシ居リシカ、電

氣事業ニ関係ノ人々即チ東京電車鉄道、東京電氣（道紀）鉄会社等ノ

重役若尾逸平、中野武當、佐竹作太郎、根津嘉一郎、前島密

等ノ諸氏ハ何レモ芝浦ニ電氣注文ノ関係アリ、故ニ此等ノ人

々カ株主トナリ又三井モ株主ノ一人トナリテ芝浦ヲ一ノ会社

トシテハ如何カト存シ、東京電車ノ牟田口元学氏ニ謀リシ處

至極賛成セルヲ以テ、牟田口氏ヨリ右等ノ人々ニ相談ヲ試ミシニ、皆其意アル趣ナカラ、若尾氏杯ハ三井ハ製糸所等ヲ安ク譲リシ故芝浦モ安ク取レルナラン杯云フテ居ルトノ「ナレ

氏、製糸所ト芝浦トハ同一ノ論ニ無之、其ハ兎モアレ今一応

之カ為メ集会スル筈ナリト申「故、其場合ニハ芝浦固定資本凡ソ四拾万円ヲ株式ニテ三井持トシ、凡ソ六拾万円ヲ是等ノ人々初メ他人力持チ、百萬円ノ会社トシ、差当リ新株主ハ一株拾武円五拾錢ツ、払込ム「トシ、或ハ今少シ株数ヲ減シテ

モ宜敷カルベク、左スレハ一株ノ払込ミハ多額ヲ要スル次第ナリ、兎ニ角此ノ集会ノ節芝浦ノ明細表ヲ示シテ可然カ、又此固定資本ヲ幾分カ減価シテ可ナルカ此辺伺ヒ置キ度、ツマリ芝浦固定資本ハ

地所拾四、五万円ノ直打アルモノカ六万余円ニ付テアリ

建物カ六万余円

器械カ式拾五万余円

備品其他カ僅カ計リ

併セテ參拾八万余円

三十六年十月十三日

益田専務理事陳述

一万田山丸ニ閲スル件

此固定資産表、損益計算、注文引受高及ヒ製作高表等ハ示シテ差支ヘナカルベシ等陳述アリテ、是等ハ示ス方至極然ルベシト決シ、猶市街鉄道ノ藤山連中即チ兩宮、野中、吉田等ノ諸氏ヘ話シ、又郵船会社ヨリモ電氣ノ注文アリ此方ヘモ話セハ加入致スヘク、右等ノ部下及当部内ニテモ多少希望者アルベシ、実ハ電車、電氣ヲ合併セハ物産ヘ注文引受ケ上都合宜シク、旁先之ヲ謀リ而シテ芝浦ノ議ニ及ホサント彼是尽力セシモ容易ニ纏リ難クニ付、不敢前上ノ交渉ヲ試ミタリ云々ト述ヘラレタリ

十月三十一日（金曜日） 第四拾參回管理部会ニ於テ

團鈴山事業縮少ノ件

團專務理事曰ク、劍山鈴山ハ近來貧薄ニ相成リ從来ノ如ク產出スル「能ハス、隨テ是迄通リノ計画ニテ執業スル片ハ得失相償ハサルニ依リ、大ニ縮少主義ヲ取り改革スル見込ニ付、予メ御含ミ置有之度云々陳述アリ

シテ其取計ヒヲ為サンカト倫敦支店へ問合セノ積リナリ、何レ決行前ニハ管理部会ニ於テ協議ヲ乞ヒ可申モ為念御報告致置ク、愈開戦トナラハ郵船会社々船ハ無論政府ノ御用船ニ安価ニテ雇上ケラレ、当会社々船ニモ及フ場合ニ名義換ノ上御用船ニ向ケルモ然ルヘカラシ云々陳述アリシニ、渡辺理事ハゼンキンス名義ニ為シ置クモ同人從来ノ性行上ヨリ危険ハ之レナカルヘク察スルモ、宣戦後ハ商船ト雖比中立國ヨリ買取ルニ為シ能ハサルベシト述ヘ、此辺ハ篤ト取調ノ上トスル

「トナレリ

明治三十六年十月十三日重役会ニ於テ

編者注、右の文書は明治三十六年一〇月一日三日第四回三井

商業店重役会における報告である。なお本件について、明治三六年管理部会「日誌」(三井文庫所蔵史料)追一九二七によれば、一〇月二三日第四回管理部会で益田専務理事よりジエンキンス氏との交渉の結果、名義借用は見合せとなつた旨の報告があつた。

(閏外朱書)
明治卅七年三月廿五日第拾式回管理部会ノ節

團鉱山会社専務理事發議

一三池海面坑区買入ニ関スル件

團專務理事發議ノ大要ハ、三池海面坑区ノ「ハ非常ニ面倒ナリシカ、其後山口ノ扱ヒニ依リ、多額納税議員ニテ金貸ナル矢阪ト云フ者ノ名義ニテ先願者等ニ金ヲ貸シ、終ニ必要ナル四坑区丈ヶハ事実當方へ買取りノ姿トナレリ、猶此先少シ未

決ス

(閏外朱書)
同上
「會議錄」二写

一使用者海外派遣ニ關スル件

團專務理事曰ク、昨年ヨリ田川ノ方ニテハ、四尺炭採掘上ニ就ト困難ヲ感スルヨリ自費ヲ以テ海外へ出テ専ラ其取調へ致度ト願ヒ出テタル者アリ、依テ之ヲ補助シテ派遣スル「トシ、又三池ノ方ハ築港及機械等ニ關シ取調ノ為メ差向キ二人程海外へ派遣致サセ度、何レ其際ハ更ニ提案致スヘキモ、予メ御意向同ヒ置度云々陳述アリ、益田専務理事ハ、此位ノ大仕掛ニテ採炭スル会社ニテハ、絶ヘス一人位海外へ派出シ置ク」ハ利益アルヘキ「ト信ス、今日迄之ナキハ寧ロ後クレタルノ感アリト述ヘラレ、遂ニ派遣シ可然ト決ス

(閏外朱書)
益田専務理事發議
〔写〕

入手ノ他坑区ニ掛ル所アルヘキモ、大抵目下ノ處ニテ一ト片付ケ致ス方得策ナラン、尤モ當方ハ表面全ク無關係ノ「ニシテ山口自身ノ關係ト致ス」「ナレモ、茲デ矢阪ニ壹千円、神崎ニ壹千円、書記某ニ若干円、山口ニハ三千円以上、総計凡ソ六千円ヲ謝礼トシテ支出シ始末ヲ付ケ、其金額ハ差当リ機密費ヨリシ、追テ起業費ニ繰替ヘテハ如何云々陳述アリ、益田専務理事ヨリ從来ノ成行等説明アリテ、予想ヨリ少額計貳万六千円ニテ茲ニ至リシハ幸甚ナリ、早速一段落相付ケ可然ト

一 支店、出張所々在地ニ於テ軍人援助ノ寄附方針ニ闕スル件

益田専務理事曰ク、誠ニ小事ナレビ一応御方針ヲ同ヒ置キ度
ハ、支店又ハ出張所々在ノ各地ニ於テ軍隊ノ慰労、軍人救護
等ニ付寄附ヲ催サル、場合ニハ如何致スヘキカ、議長御名義
ヲ出ス程ノ金高ニモ無之、何レモ少額ノ「故其土地所在ノ支
店ナリ出張所ナリノ名義ニテ其地方ノ事情ヲ斟酌シテ寄附ス
ル「ニセハ、其土地住氏ノ感情モ宜シク、營業上ノ便利ニモ
ナラント存ス云々ト陳述アリテ、素ヨリ少額ノ寄附ナレハ各
店ニ於テ陳述ノ如ク適宜取扱ヒ可然ト決ス

三井家同族会管理部会審議事項索引

目 次

三井銀行提出議案	三九一
三井物産会社提出議案	三九四
三井鉱山会社提出議案	三九九
三井吳服店提出議案	四〇一
三井營業店重役会提出議案	四〇三
三井家同族会管理部提出議案	四〇四
理事提出議案、その他	四〇六

銀行所有王子製紙株式会社株ノ現代価償却二

関スル件(重).....セラミ

鈴木梅四郎補給金ノ件(重).....セラミ

(臨時) 12・13 王子製紙株式会社ニ対スル整理処分ノ件.....セラミ

50 12・24 米山梅吉辞令案(重).....セラミ

明治三五年下半季特別賞支給ノ件(重).....セラミ

明治三六年

1・7 明治三五年下期利益分配案(重)(修正可決).....^{〔一五三〕}

① 1・16 三井銀行滞貸準備積立金ニ関スル件.....^{〔一五三〕}

② 1・27 国庫事務取扱辞退ノ件(重).....^{〔一五六〕}

横須賀支店閉鎖ノ件(重).....^{〔一五六〕}

③ 2・13 鐘淵紡績株式会社々債引受ニ関スル件(重).....^{〔一五六〕}

④ 2・27 各営業店ヘ地所売却ノ件(重)(未決ノチ撤回).....^{〔一九九〕}

(臨時) 3・12 火災保険廃止ノ件(重).....^{〔一九九〕}

⑤ 4・1 鮎町区紀尾井町土地建物売却ノ件(重).....^{〔一〇一〕}

⑥ 4・15 所有公債売却ノ件(重).....^{〔一〇六〕}

⑦ 5・26 小口当座預金無利息範囲拡張ノ件(重).....^{〔一〇六〕}

(定期預金ノ最低額ヲ定ムル件(重).....^{〔一〇六〕}

21 6・17 神戸市水道公債心募ノ件(重).....^{〔一三三〕}

身元保証金規則中追加ノ件(重).....^{〔一三三〕}

芝三田四国町地所ヲ売却地ト定メ漸次分割壳

却ノ件(重).....^{〔一三五〕}

明治三六年上半季決算報告予定ノ件.....^{〔一三五〕}

(臨時) 7・3 三井銀行所有日本銀行株式売却ノ件(重).....^{〔一三七〕}

26 7・7 明治三六年上半季特別手当金支給ノ件(重).....^{〔一三七〕}

明治三六年上期(第二〇期)利益分配案(重).....^{〔一三七〕}

27 7・14 足利、三池両支店閉鎖ノ件(重).....^{〔一三七〕}

28 7・17 補給金返納ニ関スル件.....^{〔一三八〕}

31 7・28 田官善次郎懲罰案(重).....^{〔一三三〕}

32 8・7 川上熊吉懲罰案(重).....^{〔一三三〕}

33 9・1 支店長任免ノ件(重).....^{〔一三三〕}

34 9・7 小出収外四名増給ノ件(重).....^{〔一三三〕}

35 9・1 京釜鉄道社債心募ノ件(重).....^{〔一三三〕}

36 9・1 大阪商船株式会社々債引受ノ件(重).....^{〔一三三〕}

37 9・1 王子製紙株式会社ニ対スル貸金拒絶ノ件.....^{〔一三三〕}

38 9・11 土地建物売却ノ件(重).....^{〔一三三〕}

39 9・1 土地建物管理契約ノ件.....^{〔一三六〕}

(注、右二件、本文中「九月十日」とあるのは誤記である)

40 9・18 小野浜倉庫敷地建物一部売却ノ件(重).....^{〔一三〇〕}

41 9・22 鮎町区中六番町市街宅地及建物買入ノ件(重).....^{〔一三一〕}

42 9・29 龍巣木村永世暇及慰労金給与ノ件(重)(慰労金ハ未決).....^{〔一三一〕}